

信州大学松本キャンパス 構内全面禁煙化のロードマップ

2012年6月より、松本キャンパスにおいて、禁煙推進WGの構成員を中心とした禁煙推進組織を設置する。本組織は、4半期に1度を目安として会議を開催する。なお、本組織は全面禁煙実施後も継続することとし、今後全面禁煙の事業場内での実際的な運用に当たる。

松本キャンパスにおける禁煙ロードマップを以下に示す。

1. 喫煙場所の検証とその削減

- 1) 現在17箇所存在する喫煙場所は年度ごとに半減させ、2016年3月末までに全ての喫煙場所を撤去することを目標とする。敷地内に駐車する自動車内も最終的には禁煙とする。
- 2) 禁煙化までの暫定喫煙場所は屋外において受動喫煙が防止できる場所とする。
 - ア 人の出入りや通行がある場所から10メートル以上離れた場所とする。
 - イ 居室や教室などに煙が流入しないよう、窓の近くは避ける。喫煙場所の直上の2階に部屋があるような場合も避ける。
 - ウ 紙類、落ち葉、その他可燃物の近くは避ける。危険物倉庫周辺に設置しない。
- 3) 大学の門周辺など、敷地の境界における喫煙も原則禁止とする。
- 4) 灰皿の清掃は喫煙者が協力して実施する。
- 5) 医学部付近に設置してある喫煙場所は医学部附属病院事業場の職員や患者も兼用している。段階的削減に際し、病院事業場にも情報提供を行う。
- 6) 学生寮や職員宿舎などの大学附属施設にも禁煙化への協力を依頼する。

2. 定期的なキャンパスの巡回活動

- 1) 禁煙推進組織は、定期的な会議の実施に合わせてキャンパス内およびキャンパス周囲の道路において巡回活動を実施する。
- 2) 巡回では以下のことを行う。なお巡回は、禁煙推進組織の会議実施日に合わせて、禁煙推進組織構成員全員により実施する。
 - ア 暫定喫煙場所の利用状況の把握と清掃や防火などの管理状況の確認。
 - イ 防災の観点からの危険箇所の確認。
 - ウ 吸い殻のポイ捨てが多い地点の把握。
 - エ 禁煙区域での喫煙に対する協力の要請
- 3) 2)のエにおける要請では、喫煙者に対して威圧的な態度を取らず、禁煙に協力を要請する旨の声掛けのみに留める。強制的な措置やその場での議論は感情的な対立を招くため避ける。

3. 敷地内全面禁煙化の周知および禁煙の啓発

- 1) 敷地内全面禁煙化の周知と禁煙の啓発のため、キャンパス内の主な場所にポスター等を掲示する。
- 2) 学生と教職員に対する禁煙教育および禁煙活動に関連する講演会等を実施する。またWGと連携して、禁煙希望者に対し禁煙外来へ誘導する。
- 3) キャンパス出入りする全ての来客、訪問者、業者、工事関係者などに理解と協力を要請する。
- 4) 吸い殻のポイ捨てが多く見られるなど、ルールに反する喫煙場所の存在が把握された場合、掲示や巡回の強化などの対策を講じる。

4. 地域住民との連携

- 1) 信州大学松本キャンパスの敷地内全面禁煙化について、2012年度内に近隣の町会等を通じて地域住民にアナウンスする。
- 2) 敷地外喫煙対策案を検討し、地域住民へ公開する。また苦情に対する窓口についても公開する。
- 3) 定期的に、また必要に応じて臨時に、敷地外における吸い殻の清掃を実施する。

5. 問題が生じた場合の相談

運営上の問題が生じた場合は、総合健康安全センター事務室を通して、構内禁煙化推進WGに相談する。

信州大学松本キャンパス 禁煙化ロードマップ

